



埼玉県報

第 2972 号
平成 30 年(2018 年)
1 月 30 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）

管理規程

- 埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程（公営企業・財務課）
- 埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- システム運営等業務委託に関する落札者等の公示（情報システム課）
- 軽油引取税免税証の無効告示（自動車税事務所）
- 軽油引取税免税証の無効告示（自動車税事務所）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）

- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 上尾都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道北根菖蒲線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用液体塩素の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ドライ炭）の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用濃硫酸の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する入札公告（水道管理課）
- 大久保浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する入札公告（水道管理課）

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第一号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「異なる」を「異なる」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 委託（前号に掲げるもののほか、庁舎、公園、道路及び河川の維持管理、測量、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の規定による一時保護及び同法第三十三条の六第一項の規定による児童自立生活援助事業並びに健康診査に係るもの、第六十条第一項第二号に規定する経費に係るもの並びに第一百三条第一項第五号に該当するものを除く。）

第十四条第四項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第三号の委託に係る執行伺書には、第二項に規定するもののほか、第一号に掲げる事項を記載し、かつ、第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

一

イ 目的

ロ 執行予定額

ハ 執行予定額算定の根拠

ニ 代金支払の方法及び時期

二

イ 一般競争入札執行公告案（指名競争入札の場合は、業者選定案及び入札通知案）

ロ 契約書案（契約を変更する場合は、変更契約書案）

第六十条第一項第二号中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削る。

第二百九条第七項を次のように改める。

7 機関の長は、毎会計年度四月一日現在の当該機関に属する出納員、分任出納員（県営競技事務所の分任出納員については、知事が別に定める分任出納員に限る。）及び経理員について、会計管理者に報告しなければならない。

第二百九条第八項を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第 1 (第 1 4 条関係)

執行何の決裁及び合議区分

決裁及び合議区分 行為区分	決 裁 区 分				合 議 区 分	
	知 事	部 長	副部長	課長及び所長	企画財政部長	財政課長
1 第14条第1項第1号に規定する建設工事の起工(契約変更を含む。)	5億円以上	3億円以上 5億円未満	1億5,000万円 以上	1億5,000万円 未満	3億円以上 <small>(契約変更が当初契約総額の5%以上となる場合は契約変更の累積額が当初契約総額の5%以上となる場合を含む。)</small>	
2 第14条第1項第2号に規定する建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託	1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	1,500万円以上 5,000万円未満	1,500万円未満	5,000万円以上	
3 第14条第1項第3号に規定する委託(契約変更を含む。)		1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満	5,000万円以上	2,000万円以上
4 第14条第1項第4号に規定する公有財産の買入れ	7,000万円以上	6,000万円以上 7,000万円未満	5,000万円以上 6,000万円未満	5,000万円未満	7,000万円以上	
5 4の区分にかかわらず、用地事業特別会計に係る公有財産の買入れ及び土地開発公社に対して公有財産の買入れを委託するものについて、部長の決裁を受け、企画財政部長に合議しななければならない。						
6 歳出予算執行計画書と異なる執行(予算の流用及び予備費充当を除く。)に係る同書と、執行しようとする科目に於いて、別表第2に定める区分に於いて決裁し、財政課長及び企画財政部長に合議しななければならない。						
7 重要、異例その他の特殊な執行に係る同書(物品の買入れ(製造の請負を含む。))にあつては執行予定額が7,000万円以上の同書)は、財政課長及び企画財政部長に合議の上、知事の決裁を受けなければならない。						
8 1及び4の区分のうち議会の議決を要するもの並びに7に規定する同書と、会計管理者に合議しななければならない。						
9 3の区分のうち500万円以上のものについては、出納総務課長又は地産地消課員に合議しななければならない。						
10 1及び3の区分のうち契約変更に係る決裁及び合議については、議決変更の場合には職前の契約金額によるものとし、増減変更の場合には増減後の契約金額によるものとする。						
11 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続費取引によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数を乗じた額に置き替えてこの表を適用するものとする。						
12 副部長が置かれていない常三県行政組織規則に基づく本庁、教育局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び監査事務局については、副部長とあるのは「部長」と置き替えてこの表を適用するものとする。						

別表第二第十一項を次のように改める。

11	委託料	係る建設工事に関する設計、調査及び公河並川川の維持管理に連	5,000万円以上	1,500万円以上 5,000万円未満	1,500万円未満	1,500万円未満	△			7,000万円以上	1,500万円以上
		その他	1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満	500万円未満	△ ◎				
		うち、第50条第1項第2号に規定する費の場合			○	○	◎				

別表第二第十三項中「1億円」を「1億5,000万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第十四条、別表第一及び別表第二の規定は、平成三十年度の予算の執行に係るものから適用し、平成二十九年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年一月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第四号中「東京電力株式会社」を「東京電力パワーグリッド株式会社」に改める。

第四十六条の二第一項中「き損」を「毀損」に、「除権判決」を「除権決定」に改める。

第六十一条の二第一項中「除権判決」を「除権決定」に改める。

第四十八条第一項中第六号を同項第七号とし、同項第三号から同項第五号を一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 委託（前号に掲げるもの、施設の運転及び管理並びに浄水発生土の処分及び収集運搬を除く。）

第四十八条第四項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第三号の委託に係る執行伺には、第二項に規定するもののほか、第一号に掲げる事項を記載し、かつ、第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

一

イ 目的

ロ 執行予定額

ハ 執行予定額算定の根拠

ニ 代金支払の方法及び時期

二

イ 一般競争入札執行公告案（指名競争入札の場合は、業者選定案及び入札通知案）

ロ 契約書案

別表第七を次のように改める。

別表第7（第148条関係）

執行伺の決裁区分及び合議区分

決裁及び合議区分 行為区分	決 裁 区 分				合 議 区 分
	管 理 者	局 長	部 長	課長及び所長	財 務 課 長
1 建設工事の起工	5億円以上	3億円以上 5億円未満	1億5,000万円以上 3億円未満	1億5,000万円未満	1億5,000万円以上
2 建設工事の設計、調査、測量又は監理の委託	1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	1,500万円以上 5,000万円未満	1,500万円未満	1,500万円以上
3 委託（2に掲げるもの、施設の運転及び管理並びに浄水発生土の処分及び収集運搬を除く。）		1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満	500万円以上
4 土地の買入れ又は地上権の設定（買入れ又は設定の委託を含む。）	7,000万円以上又は 20,000㎡以上	6,000万円以上 7,000万円未満	5,000万円以上 6,000万円未満	5,000万円未満	5,000万円以上
5 支出予算の配当と異なる執行	執行しようとする費目等に応じた別表第7の2に定める区分より上位の区分に従い決裁を受ける				全ての案件
6 重要、異例その他特殊な執行	金額の区分なく管理者決裁				全ての案件
7 契約を伴う支出予算の執行のうち、当該契約の執行予定額が、第137条の2に定める随意契約によることができる予定価格として定める額を超えるもの	執行しようとする費目等に応じた別表第7の2に定める区分に従い決裁を受ける				執行しようとする費目等に応じた別表第7の2に定める区分に従い合議を受ける
備考 1 地域整備事業会計に係る伺書で、部長以上が決裁するもののうち、財務課長に合議を必要とするものは、あらかじめ地域整備課長に合議しなければならない。 2 工業用水道事業会計及び水道用水供給事業会計に係る伺書で、部長以上が決裁するもののうち、財務課長に合議を必要とするものは、あらかじめ水道企画課長に合議しなければならない。 3 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数を乗じた額に読み替えてこの表を適用するものとする。					

別表第七の二中

委託料	建設工場の設計調査、測量又は監理の委託	1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円未満	△	1,000万円以上	1,000万円以上	
	施設の運転、管理(浄水場維持管理一括委託) 施設の運転、管理(浄水場維持管理一括委託以外のもの)及び浄水発生士の処分、収集運搬	○			1,000万円以上 1,000万円未満	△	○	○	
その他の場合			1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満	△	500万円以上	500万円以上	

を

委託料	建設工場の設計調査、測量又は監理の委託	1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	1,500万円以上 5,000万円未満	1,500万円未満	△	1,500万円以上	1,500万円以上	
	施設の運転、管理(浄水場維持管理一括委託) 施設の運転、管理(浄水場維持管理一括委託以外のもの)及び浄水発生士の処分、収集運搬	○			1,500万円以上 1,500万円未満	△	○	○	
その他の場合			1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満	△	500万円以上	500万円以上	

に改め、

固定資産の取得に係る工事請負費	5億円以上	3億円以上 5億円未満	1億円以上 3億円未満	1億円未満	△	1億円以上	1億円以上	
-----------------	-------	----------------	----------------	-------	---	-------	-------	--

を

固定資産の取得に係る工事請負費	5億円以上	3億円以上 5億円未満	1億5,000万円以上 3億円未満	1億5,000万円未満	△	1億5,000万円以上	1億5,000万円以上	
-----------------	-------	----------------	----------------------	-------------	---	-------------	-------------	--

に改める。

様式第四十九号中「き損」を「毀損」に、「除権判決」を「除権決定」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年一月三十日から施行する。
- 2 改正後の第四百八十八条、別表第七及び別表第七の二の規定は、平成三十年度の予算の執行に係るものから適用し、平成二十九年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第一号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年一月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第一百六十条第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 施設の維持に係る委託（前号に該当するものを除く。）

四 委託契約（前二号に該当するものを除く。）

第一百六十条第四項中「第三号」を「第五号」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四（第百六十条関係）

執行伺の決裁及び合議区分

決裁及び合議 区分	決裁区分				合議区分
	管理者	局長	課長	病院の 長	課長
1 建設工事 の起工 (契約変 更を含む。)	5億円以 上	1億 5,000万 円以上5 億円未満	1億 5,000万 円未満	5億円 未満	1億円以上 (契約変更額 が当初契約金 額の5%以上 となる場合又 は契約変更額 の累計額が当 初契約金額の 5%以上とな る場合を含 む。)
2 建設工事 の設計、調 査、測量又 は監理の委 託	1億円以 上	1,500万 円以上 1億円未 満	1,500万 円未満	1億円 未満	1,500万円以 上
3 施設の維 持に係る委 託(2に掲 げるものを 除く。)		1,000万 円以上	1,000万 円未満	○	1,000万円以 上
4 委託契約 (2及び3 に掲げるも のを除く。)		200万円 以上	200万円 未満	○	1,000万円以 上
5 土地の買	7,000万	5,000万	5,000万	7,000万	5,000万円以

入れ	円以上	円以上 7,000万 円未満	円未満	円未満	上
<p>6 重要、異例その他特殊な執行に係る伺書（固定資産の買入れにあつては執行予定額が7,000万円以上の伺書）は、課長に合議の上、局長を経て管理者の決裁を受けなければならない。</p>					
<p>7 建設工事の起工の変更に係る決裁及び合議については、減額変更の場合は減額前の契約額によるものとし、増額変更の場合は増額後の契約額によるものとする。</p>					
<p>備考 ○印は金額に制限なく当該欄の職にある者が決裁できることを示す。</p>					

別表第五を次のように改める。

別表第五（第百四十八条、第百四十九条の三、第百六十一条関係）

支出負担行為の決裁及び合議区分

区分 科目等	決裁区分				様式の区分 △支出負担行為決議書 ◎支出伝票又は振替伝票	合議区分 課長
	管理者	局長	課長	病院の長		
1 現金の支出を伴うもの (1) 給与費 給料、手当、報酬、賃金、退職給付費、法定福利費			○	○	◎	
(2) 材料費 薬品費、診療材料費、給食材料費等			○	○	◎	
医療消耗備品			○	○	△ (100万)	

費					円未満 のもの ◎)	
(3) 経 費 厚生福 利費、賃 金、報償 費、旅費 交通費、 交際費、 光熱水 費、保険 料、通信 運搬費、 諸会費、 公課費			○	○	◎	
職員被 服費、消 耗品費、 消耗備 品費、燃 料費、食 糧費、印 刷製本 費、修繕 費、雑費			○	○	△ (100万 円未満 のもの ◎)	
賃借料	100万円 以上	100万円 未満		○	△ (テレビ 受信料、 会場使用 (借上) 料、寝具	1,00 0万 円以 上

					借上料、 自動車使 用料、不 動産の借 入れに係 る長期継 続契約に よるもの 及び100万 円未満の もの◎)	
委託料 (施 設の 維持 に係 るも の)		1,000万 円以上	1,000万 円未満	○	△	
(そ の他)		200万円 以上	200万円 未満	○	△	
負担金 補助及 び交付 金			○	○	△ (会議用 負担金、 研修参 加者負 担金及 び建物 の共益 費に係 る負担	

					金◎)	
(4) 研究研修費 研究材料費、図書費、研究雑費			○	○	△ (100万円未満のもの◎)	
謝金、旅費			○	○	◎	
(5) 建設改良費 施設増改築工事費 (解体等に係る工事を含む)	5億円以上	1億5,000万円以上 5億円未満	1億5,000万円未満	5億円未満	△ (事務経費で100万円未満のもの◎)	
うち委託に係るもの	1億円以上	1,500万円以上 1億円未満	1,500万円未満	1億円未満	△	
(6) 固定資産購入費	7,000万円以上	5,000万円以上 7,000万円未満	5,000万円未満	7,000万円未満	△ (100万円未満のもの◎)	7,000万円以上
うちリース資産		100万円以上	100万円未満	○	△	1,000万円

						円以上
(7) 企業債償還金、支払利息及び企業債取扱諸費			○		◎	
(8) その他のもの			○	○	△	
2 現金の支出を伴わないもの			○	○	◎	

- 備考 1 ○印は金額に制限なく当該欄の職にある者が決裁できることを示す。
- 2 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約（単価契約に該当するものを除く。）によるものについては、支出負担行為決議書を使用するものとする。
- 3 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約及び不動産の借入れに係る長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数を乗じて得た額に読み替えてこの表を適用するものとする。
- 4 この表の定めにかかわらず、単価契約したものについては、支出伝票又は振替伝票を使用することができる。
- 5 この表の定めにかかわらず、支出伝票又は振替伝票を使用する場合は、課長又は病院の長の決裁とする。
- 6 支出負担行為の変更に係る決裁については、減額変更の場合は減額前の額により、増額変更の場合は増額後の額による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県病院事業財務規程の規定は、平成三十年度の予算の執行に係るものから適用し、平成二十九年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年一月三十日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第四項中「東京電力株式会社」を「東京電力パワーグリッド株式会社」に改める。

第五十四条第一項中「き損」を「毀損」に、「除権判決」を「除権決定」に改める。

第八十条第一項中「除権判決」を「除権決定」に改める。

第二百三条第一項中第五号を第七号とし、第三号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 施設の運転及び管理の委託

四 その他の委託

第二百三条第四項中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第三号及び第四号の委託に係る執行伺には、第二項に規定するものほか、第一号に掲げる事項を記載し、かつ、第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

一

イ 目的

ロ 執行予定額

ハ 執行予定額算定の根拠

ニ 代金支払の方法及び時期

二

イ 一般競争入札執行公告案（指名競争入札の場合は、業者選定案及び入札通
知案）

ロ 契約書案

別表第四を次のように改める。

別表第四 (第203条関係)

執行伺の決裁区分及び合議区分

決裁及び合議区分	決裁区分			合議区分
	管理者	局長	課長及び所長	
1 建設工事の起工	5億円以上	1億5,000万円以上	1億5,000万円未満	1億5,000万円以上 (契約変更額が当初契約額の5%以上となる場合は契約変更額の累計が当初契約の5%以上となる場合を含む。)
2 建設工事の設計、調査、測量又は監理の委託	1億円以上	1,500万円以上1億円未満	1,500万円未満	1,500万円以上
3 施設の運転及び管理の委託		1,500万円以上	1,500万円未満	1,500万円以上
4 その他の委託		500万円以上	500万円未満	500万円以上
5 土地の買入れ又は地上権の設定(買入れ又は設定の委託を含む。)	7,000万円以上又は20,000㎡以上	5,000万円以上7,000万円未満	5,000万円未満	5,000万円以上
6 支出予算の配当と異なる執行に係る何書は、執行しようとする費目等に応じた別表5に定める区分より上位の区分に従い決裁し、下水道管理課長に合議しなければならない。				
7 重要、異例その他特殊な執行に係る何書は、下水道管理課長に合議の上、局長を経て管理者の決裁を受けなければならない。				
8 1から4の区分に係る契約変更の決裁及び合議については、減額変更の場合は減額前の契約額によるものとし、増額変更の場合は増額後の契約額によるものとする。				
9 局長以上が決裁するもののうち、下水道管理課長に合議を必要とするものは、あらかじめ下水道事業課長に合議しなければならない。				
10 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数に乗じた額に読み替えてこの表を適用するものとする。				

別表第五中

委託料	建設工事の設計調査、測量又は監理の委託	5,000万円以上	1,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円未満	△	1,000万円以上
	施設の運転及び管理		1,000万円以上	1,000万円未満	△	1,000万円以上
	その他の場合		500万円以上	500万円未満	△	500万円以上

」

委託料	建設工事の設計調査、測量又は監理の委託	1億円以上	1,500万円以上 1億円未満	1,500万円未満	△	1,500万円以上
	施設の運転及び管理		1,500万円以上	1,500万円未満	△	1,500万円以上
	その他の場合		500万円以上	500万円未満	△	500万円以上

」

固定資産の取得に係る工事請負費	5億円以上	1億円以上 5億円未満	1億円未満	△	1億円以上
-----------------	-------	----------------	-------	---	-------

」

」

固定資産の取得に係る工事請負費	5億円以上	1億5,000万円以上 5億円未満	1億5,000万円未満	△	1億5,000万円以上
-----------------	-------	----------------------	-------------	---	-------------

」

に改め、備考第七号の次に次の一号を加える。

8 局長以上が決裁するもののうち、下水道管理課長に合議を必要とするものは、あらかじめ下水道事業課長に合議しなければならない。

様式第三十七号中「き損」を「毀損」に、「除権判決」を「除権決定」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成三十年一月三十日から施行する。
- 2 改正後の第二百三条、別表第四及び別表第五の規定は、平成三十年度の予算の執行に係るものから適用し、平成二十九年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

告 示

埼玉県告示第六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

システム運営等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課企画・研修担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年12月5日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社K S K 日本橋技術センター 東京都千代田区鍛冶町2丁目4番地7号アSEND神田鍛冶町ビル6階

5 落札金額

146,849,760円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年10月17日

告示

埼玉県告示第六十五号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
	一〇〇トリッ			
	一	船舶		
	平成二十九年六月八日 ） 平成二十九年十一月三十日			
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 戸田市笹目三丁目十八―二十八 有限会社 丸金商事				
免税証を交付した事務所		亡失年月日		
自動車税事務所		平成二十九年十一月二十七日		

告示

埼玉県告示第六十六号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一〇トリッ	03C107689	十一	船舶	平成二十九年六月一日
	03C107689			平成二十九年十一月三十日
五〇トリッ	03F034449	七	船舶	平成二十九年六月一日
	03F034455			平成二十九年十一月三十日
一〇〇トリッ	03G084304	四	船舶	平成二十九年十一月三十日
	03G084301			平成二十九年六月一日
二〇〇トリッ	03H019127	六	船舶	平成二十九年十一月三十日
	03H019122			平成二十九年六月一日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称
川口市弥平三丁目十二―八
川口ハーバーマネジメント株式会社 芝川マリーナ

免税証を交付した事務所
亡失年月日

自動車税事務所
平成二十九年十一月二十五日

告示

埼玉県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称		変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
小川赤十字 訪問看護 ステーション	たんぼぼ介 サービス	事業所 所在地	川口市前川 四―四―七	川口市差間 八三―一	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護
事業者 名称	事業者 所在地	埼玉県支部	さいたま市 浦和区岸町 三―一七―一	東京都港区 芝大門 一―一―三	訪問看護 介護予防訪問看護
日本赤十字社 埼玉県支部	日本赤十字社				

告示

埼玉県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	医療法人 藤林歯科医院	所在地	本庄市駅南 二一〇一八 ユニオンビル 五F	サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	廃止年月日	平成二十九年 十二月三十日
	さくら・介護 ステーション ところざわ	所沢市山口 一〇二九一 テルミハイム 一〇一		訪問介護 介護予防訪問介護		平成二十九年 十一月三十日	

告示

埼玉県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
はるな皮ふ科クリニック	医療法人社団 大優会	川口市川口六―二―一 川口駅西口医療モール二階	平成二十九年 十一月一日
川口認知症往診クリニック	小越 毅章	川口市上青木西四―二―二 九	平成二十九年 十二月一日
めぐみクリニックス	医療法人社団 健真会	川口市弥平二―一八―八	平成二十九年 十二月一日
仁慈礼クリニックス	医療法人 玉 會	春日部市粕壁東一―一―一 みかわやビル三階	平成二十九年 十二月一日
久喜かわしま眼科	川島 晋一	久喜市久本寺三〇三―一	平成三十年 一月一日
第2本郷整形外科皮膚科	医療法人社団 医秉会	上尾市川二―四―二三	平成二十九年 十一月一日
医療法人社団 祥里 会 大島内科クリニック	医療法人社団 祥里会	戸田市上戸田二―一―一五	平成二十九年 十二月一日

ツトム歯科医院	川 ふじ歯科 川口前	さいたま泌尿器・ひ ふ科クリニック	安里医院	ク 北本駅東口クリニック	石川クリニック	医療法人社団 東 京石心会 さやま地 域ケアクリニック	あおやぎクリニック	ク 医療法人社団 三 泰会 西部クリニック	なかむら整形外科	恵愛生殖医療医院
鈴木 力	じ 歯科 医療法人 ふ	明会 医療法人 清	安里 満信	幸訪会 医療法人社団	川 クリニック 医療法人 石	東京石心会 医療法人社団	医療法人 あ おやぎクリニ ック	三泰会 医療法人社団	梨杏会 医療法人社団	C a r e T e n d e r L o v i n g
久喜市中妻四一九	一 川口市前川三一二四一二	安藤ビル一階 日高市高萩一七一三	北本市宮内三一一	ASAMIビル1F 北本市北本一八一一	熊谷市肥塚一一五四一三	狭山市鶴ノ木一一三三三	狭山市広瀬二一四一二〇	所沢市南住吉二二一三三三	一八 二階 所沢市東所沢和田一一一	和光市本町三一一三 夕 ウンコートエクセル三階
平成二十九年 十二月一日	平成二十九年 十二月一日	平成二十九年 十二月一日	平成二十九年 十二月一日	平成二十七年 二月一日	平成二十九年 十二月一日	平成三十年 一月一日	平成二十九年 六月一日	平成二十九年 十二月一日	平成二十九年 十一月一日	平成三十年 一月一日

松石薬局	すみれ薬局	ウエルシア薬局 草加柳島店	セキ薬局 瓦葺店	クニサキ薬局	飛鳥薬局 アリオ前 店	アイン薬局 アリオ 川口店	むらかみ歯科医院	めぐろ歯科医院	拾六間歯科クリニッ ク	医療法人 埼玉リン ク会 リンク歯科ク リニツク
石薬品 有限会社 松	株式会社 ファーマライズ	株式会社 ウエルシア薬局	株式会社 セキ薬品	有限会社 東国	株式会社 飛鳥薬局	株式会社 アインファーマシ ーズ	村上 起人	目黒 真	後藤 吉一	医療法人 埼 玉リンク会
一 入間市東藤沢三一一五	三 所沢市小手指町四一一	草加市柳島町六四五―三	上尾市瓦葺二六七―八	蕨市塚越六一一八―八	久喜市久本寺三〇三―九	川口市並木元町一―七九 イトーヨーカドー一F	桶川市泉二―一四―四〇	比企郡滑川町月の輪七― 二四―三	熊谷市拾六間一〇〇四	狭山市新狭山三―九―三 ―一F
八月七日 平成二十九年	十二月一日 平成二十九年	十月十五日 平成二十九年	一月一日 平成三十年	十二月四日 平成二十九年	一月三十一日 平成三十年	十二月一日 平成二十九年	一月一日 平成三十年	十二月一日 平成二十九年	十二月一日 平成二十九年	十二月一日 平成二十九年

氏名	住所	名称	施術所		指定年月日
			所在地		
吉沢 純汰		東越谷整骨院	越谷市東越谷三―一七―四		平成二十九年 十二月一日
増澤 星児		ハートフル接骨 院	さいたま市桜区田島四―三七 ―二〇		平成二十九年 十二月一日
大塚 秀則		すまいる治療院	上尾市春日一―三―二二 春日パステルプラザ一〇四		平成三十年 一月一日
小澤 智亜 紗		GENKIEA 訪問マッサー ジ・鍼灸整骨院	春日部市八木崎町九―一 内藤ビル二〇一号		平成二十九年 十二月二十日

二 指定施術機関

つばさ薬局	有限会社 会 営	富士見市鶴馬二六〇九―一 六 L・Radice 一階	平成二十九年 十二月一日
セキ薬局 脚折町店	株式会社 セ キ薬品	〇 鶴ヶ島市脚折町六―四―三	平成三十年 一月一日
あおぞら薬局	株式会社 ア クセル	吉川市高富二―一〇―二〇	平成二十九年 十二月一日
オレンジ訪問看護ス テーション	株式会社 わ かさコンサル ディング	所沢市若狭四―二四六八― 一五	平成二十九年 十一月一日
大慶堂訪問看護ステ ーション	株式会社 大 慶堂	〇 深谷市上柴町西一―一―二	平成二十九年 十二月十八日

松本 億蔵	磯貝 芳治
う 深谷訪問はりきゅ	ブリッジ合同会社
一〇二号 ○ 深谷市東方町四一八一 コーポビックリバーA	蓮田市蓮田一―二七七 フラワーコーポ一〇一
平成三十年 一月一日	平成二十九年 十一月一日

告示

埼玉県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
なの花薬局 本庄おじま店	名称	おじま薬局	なの花薬局 本庄おじま店

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
安井 成人	施術所名称 施術所所在地	はり・きゅう安井整骨院 川口市桜町三―二―一六	安井はりきゅう整骨院 川口市桜町二―五―一八
鳥居 俊美	施術所名称 施術所所在地	鳥居 俊美 草加市谷塚上町五九五―一―一	とりのい整骨院 川口市榛松二五九

佐藤 博志				小林 伸人
施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称	施術所所在地
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	一 川越市笠幡三七二五―
東京都板橋区赤塚新町三―三〇―三	アスリートケアマッサージ治療院	東京都板橋区弥生町三―六―一〇一	アスリートケア整骨院	川越市笠幡四五六七―一二

告 示

埼玉県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
はるな皮ふ科クリニック	川口市川口六―二―一 川口駅西口医療モール二階	平成二十九年十月三十一日
めぐみクリニック	川口市弥平二―一八―八	平成二十九年十一月三十日
仁慈礼クリニック	春日部市粕壁東一―一―一 みかわやビル三階	平成二十九年十一月三十日
大島内科クリニック	戸田市上戸田二―一―一五	平成二十九年十一月三十日
川口認知症往診クリニック	川口市南鳩ヶ谷二―二〇―四―一〇二	平成二十九年十一月三十日
医療法人社団 三泰会 西部クリニック	所沢市星の宮一―一―一〇	平成二十九年十一月三十日
なかむら整形外科	所沢市東所沢和田一―一―八 二F	平成二十九年十月三十一日
あおやぎクリニック	狭山市広瀬二―四―二〇	平成二十九年五月三十一日

松石薬局	入間市東藤沢三―一五―一	平成二十九年 八月六日
つばさ薬局	富士見市鶴馬二六〇五―一六	平成二十九年 十一月三十日
あおぞら薬局 吉川店	吉川市高富二―一〇―二〇	平成二十九年 十一月三十日
大慶堂訪問看護ステーション	熊谷市新堀七四八―一	平成二十九年 十二月十七日

二 指定施術機関

氏名	住所		廃止年月日
	名称	所在地	
齋藤 優	新田ふれあい通り 整骨院	草加市金明町二七六―二六	平成二十九年 十二月一日

告示

埼玉県告示第七十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
新井 良一	埼玉県川越市大字小堤二百七十五番地	埼玉県川越市大字下小坂字冲仲百五十三番二ほか一筆	二、二〇八
関根 稔	埼玉県川越市大字下小坂六百十五番地二	埼玉県川越市大字下小坂字冲仲二百四十一番一ほか十六筆	五、二三一
勢ノ 茂治	埼玉県川越市大字鯨井百四十一番地	埼玉県川越市大字平塚字鍛冶免二百七十四番ほか一筆	二、四八一
田中 知二	埼玉県川越市大字下小坂六百二十番地	埼玉県川越市大字下小坂字冲仲百四十八番ほか一筆	二、四一〇
田中 壽男	埼玉県川越市大字下小坂五百五十番地	埼玉県川越市大字下小坂字上谷九十七番一ほか三十筆	一八、五四六
平野 和夫	埼玉県川越市大字下小坂五百四十八番地	埼玉県川越市大字下小坂字冲仲二百番一ほか三筆	三、三九九
平野 俊雄	埼玉県川越市大字下小坂千十三番地	埼玉県川越市大字下小坂字向井七百八十六番一ほか二筆	四、二八一

今成 吉昭	今泉 隆夫	今泉 榮一	阿部 弘正	青木 春夫	有限会社モリ シゲ物産	農事組合法人 小原営農	増田 日出雄	増田 輝一	増田 昭	増尾 義雄
埼玉県加須市細 間百十九番地	埼玉県加須市戸 崎四百四十三番 地	埼玉県加須市戸 崎五百二十六番 地	埼玉県加須市戸 崎五百七十番地	埼玉県加須市戸 崎二百四十番地	埼玉県さいたま 市北区土呂町二 丁目二十九番地 の二	埼玉県熊谷市小 江川二千八十七 番地七	埼玉県川越市大 字下小坂六百六 十四番地二	埼玉県川越市大 字下小坂六百五 十五番地	埼玉県川越市大 字下小坂七百十 五番地	埼玉県坂戸市大 字中小坂四百九 十二番地二
埼玉県加須市砂原 字中原千七百二番 一ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千六百三 十番	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千七百六 十七番二	埼玉県加須市戸崎 字城附五百九十五 番ほか二筆	埼玉県加須市戸崎 字沼通千四百八十 五番	埼玉県秩父市下吉 田字暮坪九千四百 九十番	埼玉県熊谷市小江 川字池代四百九十 七番ほか三十一筆	埼玉県川越市大字 下小坂字沖仲二百 十番ほか四筆	埼玉県川越市大字 下小坂字沖仲二百 六番一ほか十三筆	埼玉県川越市大字 下小坂字沖仲二百 二十六番一ほか七 筆	埼玉県川越市大字 下小坂字上谷九十 三番ほか十八筆
四、〇一四	七九四	七六三	一、九三四	九八八	一、二三七	二六、三二六	四、八二七	七、六八二	三、三六六	二四、五四一

鈴木 啓修	清水 明	小林 弘明	木村 茂賀	川崎 光男	鎌田 洋子	農業生産法人 株式会社とり うみファーム	金子 孝一	恩田 浩明	小野原 新吉	榎本 太英
一 埼玉県加須市平 永千七十五番地	二 埼玉県加須市戸 崎六百十八番地	埼玉県加須市平 永千四十一番地	埼玉県加須市馬 内千四百七十七 番地三	埼玉県加須市戸 室千二百六十六 番地	二 埼玉県加須市馬 内四百九十番地	埼玉県加須市北 下新井二百七番 地	埼玉県加須市戸 室千三十番地四	埼玉県加須市外 記新田四百四十 番地三	埼玉県加須市道 目千五百六十五 番地	埼玉県加須市馬 内四百九十一番 地二
埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千七百九 十番一	埼玉県加須市戸崎 字城附五百五十一 番二	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千五百九 十番一ほか六筆	埼玉県加須市馬内 二千十一番	埼玉県加須市戸室 字十番九百五十四 番二	埼玉県加須市馬内 八百六十番一	埼玉県加須市旗井 字北側八百二十九 番一ほか三十九筆	埼玉県加須市戸室 字五番五百二十四 番三ほか一筆	埼玉県加須市旗井 字沖谷六百四十八 番二ほか三筆	埼玉県加須市北平 野字田島四百十五 番一ほか五筆	埼玉県加須市馬内 九百四十三番一ほ か一筆
六七二	四九二	五、 七四七	三五四	六六九	五〇八	四五、 七一〇	九九六	三、 二四五	六、 五九九	一、 〇二七

農産 有限会社小山	山中 延治	峯岸 孝至	増田 政司	波田野 恭子	長谷川 公也	橋本 早苗	野川 良翁	長濱 秀雄	長濱 孝文	中島 隆明
埼玉県加須市馬 内千七十九番地	埼玉県加須市馬 内六百六十三番 地	埼玉県加須市正 能九百四十七番 地	埼玉県加須市馬 内八百八十八番 地	埼玉県加須市戸 崎千百十二番地 三	埼玉県加須市平 永千九十七番地 一	埼玉県加須市戸 室千二百四十九 番地	埼玉県加須市馬 内千四百九十七 番地	埼玉県加須市馬 内千五百七十六 番地一	埼玉県加須市馬 内四百五十三番 地	埼玉県加須市正 能百五十七番地 一
埼玉県加須市戸崎 字五反地千百十一 番二ほか一筆	埼玉県加須市馬内 千七百八番	埼玉県加須市戸崎 字沼通千五百十四 番一ほか一筆	埼玉県加須市馬内 八百四十七番ほか 三筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千百十一 番一ほか三筆	埼玉県加須市戸崎 字城附四百三十四 番ほか一筆	埼玉県加須市戸室 字八番五百七十九 番一	埼玉県加須市馬内 八百四十四番	埼玉県加須市馬内 七百八十六番一ほ か一筆	埼玉県加須市馬内 千四百三十八番	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千七百八 十一番一
一、 六六一	二六二	一、 九九五	二、 二六〇	一、 九三七	二、 〇一三	三九三	九九八	一、 四五七	五九五	四七五

岡部 起也	猪鼻 秀明	伊藤 貴大	飯島 茂	浅見 哲也	春山 昭	株式会社CT Iフロンテ ア	渡邊 克行	若山 幸夫	吉田 トク	吉田 すみ子
埼玉県比企郡川 島町大字一本木 百八十四番地	埼玉県比企郡川 島町大字下伊草 四百三番地六	埼玉県入間郡三 芳町藤久保九十 番地二十八	埼玉県比企郡川 島町大字平沼八 百三番地二	埼玉県比企郡川 島町大字中山千 百五十二番地	埼玉県久喜市所 久喜百七十六番 地	東京都中央区日 本橋浜町三丁目 二十一番一号	埼玉県加須市戸 崎百二十一番地	埼玉県加須市戸 室千百七十四番 地四	埼玉県加須市戸 崎千百三十二番 地	埼玉県久喜市吉 羽三丁目十番地 十八
埼玉県比企郡川 島町大字一本木字神 明町百三十五番一 ほか二筆	埼玉県比企郡川島 町大字釘無字上町 十七番一ほか三筆	埼玉県比企郡川島 町大字出丸中郷字 新田千八百二十四 番一	埼玉県比企郡川島 町大字中山字六地 蔵五百八十八番四 ほか一筆	埼玉県比企郡川島 町大字中山字六地 蔵五百六十八番一 ほか四十三筆	埼玉県久喜市所久 喜字東谷五十四番 ほか十筆	埼玉県久喜市菖蒲 町柴山枝郷字小塚 下四百四十六番一 ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千三十七 番ほか二筆	埼玉県加須市戸室 字八番五百七十八 番一	埼玉県加須市戸崎 字五反地千七十一 番ほか八筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千二百二 十番二
二、 八六五	一、 三八七	四 九五	九 二一	三 四、 二三二	八、 二六六	一、 六一一	九、 三七七	四 九二	六、 三九五	八 〇五

関口 孝美	小森谷 晃	小久保 彰	神田 清	株式会社比企 アグリサービ ス	株式会社沼田 ファーム	株式会社内野 農場	兼松 賢次	小高 秀明	小島 秀文	岡部 政一
埼玉県比企郡川 島町大字中山二 千四百四十八番地	埼玉県比企郡川 島町大字白井沼 二十番地	埼玉県比企郡川 島町大字上小見 野三百四番地	埼玉県比企郡川 島町大字上小見 野四百二番地一	埼玉県東松山市 加美町一番二十 号	埼玉県比企郡川 島町大字三保谷 宿二百十五番地	埼玉県比企郡川 島町大字芝沼百 四十三番地	埼玉県比企郡川 島町大字中山千 九十一番地一	埼玉県比企郡川 島町大字畑中二 百七十一番地	埼玉県比企郡川 島町大字平沼九 百九十九番地	埼玉県比企郡川 島町大字一本木 二百十八番地
埼玉県比企郡川島 町大字中山字六地 蔵五百七十一番一 ほか三筆	埼玉県比企郡川島 町大字東野三十九 番ほか九十六筆	埼玉県比企郡川島 町大字一本木字前 通二百八十二番一 ほか一筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 家附一番町五十七 番一ほか二十八筆	埼玉県比企郡川島 町大字上八ツ林字 船原町三百六十三 番一ほか二百四筆	埼玉県比企郡川島 町大字下八ツ林字 柵町九百三十三番 九ほか三百六十一 筆	埼玉県比企郡川島 町大字飯島字山崎 四十一番ほか千七 百五十二筆	埼玉県比企郡川島 町大字中山字諏訪 下七百十二番一	埼玉県比企郡川島 町大字一本木字参 番町六百十九番一 ほか百八十二筆	埼玉県比企郡川島 町大字平沼字新田 前三百四番一	埼玉県比企郡川島 町大字一本木字裏 通百九十二番ほか 六筆
三、八〇〇	九七、二二一	二、一七六	三〇、二三二	一四九、九一五	三三八、九一四	一、四三二、〇三八	四八五	一五四、三七〇	九六八	六、五二四

矢内 光秋	二松 正憲	比留間 高雄	林 成幸	野澤 光雄	野澤 隆志	野口 和利	中村 伸一	利根川 義治	遠山 勝元	染谷 勇一
埼玉県比企郡川島町大字白井沼千二十四番地	埼玉県比企郡滑川町の輪三丁目八番地ニラ・ルミエール三百一	埼玉県比企郡川島町大字鳥羽井三百六十六番地二	埼玉県比企郡川島町大字加胡九番地一	埼玉県比企郡川島町大字北園部百八十九番地一	埼玉県比企郡川島町大字正直百二十六番地	埼玉県比企郡川島町大字東大塚三百五番地	埼玉県比企郡川島町大字上伊草千三百十九番地	埼玉県比企郡川島町大字戸守七百九十六番地	埼玉県比企郡川島町大字安塚二十七番地	埼玉県比企郡川島町大字加胡百六番地三十五
埼玉県比企郡川島町大字上伊草字堤外蔵主千八百六十一番一ほか三百八十二筆	埼玉県比企郡川島町大字正直字山王町百七十二番一ほか十筆	埼玉県比企郡川島町大字鳥羽井新田字塚前百八十一番一ほか一筆	埼玉県比企郡川島町大字小見野五十番ほか百四十筆	埼玉県比企郡川島町大字正直字山王町百一番一ほか八筆	埼玉県比企郡川島町大字正直字山王町百六十四番一ほか一筆	埼玉県比企郡川島町大字一本木字参番町六百十八番一ほか二百六十筆	埼玉県比企郡川島町大字伊草字小三田七百二番一	埼玉県比企郡川島町大字戸守字内袋八百九十二番一	埼玉県比企郡川島町大字飯島字道下百二十三番一ほか十二筆	埼玉県比企郡川島町大字上小見野字家附三番町四百八十七番一ほか七筆
二九六、二一七	九、三六七	七五八	九一、二五三	七、二六七	五九九	一八〇、七四二	九七二	九五一	八、九五二	四、三八三

山本 隆雄	丸源アグリ株 式会社	平井 勝美	高館 成行	紙田 晴夫
埼玉県北葛飾郡 杉戸町大字佐左 エ門五百二十九 番地	埼玉県北葛飾郡 杉戸町大字下高 野三百六十一番 地一	埼玉県北葛飾郡 杉戸町大字下高 野三百四十三番 地	埼玉県北葛飾郡 杉戸町大字茨島 九百四十六番地	埼玉県児玉郡上 里町大字長浜千 三百二十五番地
埼玉県北葛飾郡 杉戸町大字堤根三百 八十三番ほか六筆	埼玉県北葛飾郡 杉戸町大字下高野字 宮之下前千二百九 番	埼玉県北葛飾郡 杉戸町大字下高野字 宮之下前千二百十 五番一ほか一筆	埼玉県北葛飾郡 杉戸町大字下高野字 箕輪九百九十一番 二ほか一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字長浜字城千 五百三十番五
一三、 一二九	二六七	九九七	四九八	一、 九六五

二 認可年月日

平成三十年一月二十四日

告示

埼玉県告示第七十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
農事組合法人ちぶあらかわ	埼玉県秩父市荒川上田野二千十五番地一	埼玉県秩父市荒川小野原字小ノ滝百二十七番一ほか二百三筆	一七九、九六三
天沼 伸治	埼玉県加須市戸崎千百四十一番地一	埼玉県加須市戸崎字五反地千百五十三番ほか二筆	八、二三五
石川 久雄	埼玉県加須市上種足千二百四十一番地	埼玉県加須市上種足五千四百九十番ほか二筆	九、六二八
市川 富士雄	埼玉県加須市下種足五百七十五番地	埼玉県加須市下種足九百九十番	九九〇
川嶋 清司	埼玉県加須市上種足千三百五十九番地	埼玉県加須市上種足五千五百十八番	二、六八四
栗原 光夫	埼玉県加須市上種足六百七十八番地	埼玉県加須市上種足五千三百五十五番ほか二筆	一〇、四五九

石川 直樹	新井 正直	新井 茂	折原 紳浩	渡邊 克行	福田 則雄	野本 哉	戸田 祐司	竹内 信雄	墓 祀夫	酒巻 秀行
埼玉県上尾市大字 平方九百七十四番 地	埼玉県上尾市大字 平方二千六百七十 五番地	埼玉県上尾市大字 平方二千六百七十 四番地	埼玉県春日部市内 牧三千八百八十八 番地	埼玉県加須市戸崎 百二十一番地	埼玉県加須市中種 足二千六百六十三 番地	埼玉県加須市戸室 千二百二十一番地三	埼玉県加須市日出 安千二百八十一番 地八	埼玉県加須市日出 安三百四十二番地 一	埼玉県加須市下種 足三十六番地	埼玉県加須市正能 一番地十一
埼玉県上尾市大字 平方字道下三百十 八番	埼玉県上尾市大字 平方字道上四百十 六番	埼玉県上尾市大字 平方字前百三十番 一ほか二筆	埼玉県春日部市内 牧字大道三千九百 二十五番一ほか七 筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百二十九 番一ほか三筆	埼玉県加須市中種 足四千二番	埼玉県加須市日出 安字上七百八十九 番ほか二筆	埼玉県加須市日出 安字上七百四番	埼玉県加須市日出 安字外柵見四十二 番	埼玉県加須市下種 足字中島百七十五 番一ほか三筆	埼玉県加須市日出 安字内柵見百三十 四番ほか一筆
二八五	一六三	九一一	一、 二四三	四、 六一二	二、 五六九	一、 九三〇	八七〇	一、 〇二一	五、 二八二	三、 〇一一

農事組合法人あ げおアグリサー ビス	永島 稔夫	富田 規好	島田 佳之	島田 昌之	坂巻 博	大竹 達次	大竹 榮次	今川 雄一	石倉 正弘	石川 直次
埼玉県上尾市中分 地 二丁目百二十四番	埼玉県上尾市大字 平方九百七十番地	埼玉県上尾市大字 平方五百九十番地	埼玉県上尾市大字 地頭方八十九番地	埼玉県さいたま市 西区中釘六百四十 八番地	埼玉県桶川市大字 川田谷千四百三十 七番地	埼玉県さいたま市 西区宝来三百五十 五番地	埼玉県上尾市大字 平方二千百十四番 地	埼玉県上尾市大字 平方五百三十九番 地	埼玉県上尾市大字 平方四百九十七番 地	埼玉県上尾市大字 西貝塚百三十九番 地
埼玉県上尾市大字 平方字前十六番一 ほか九十筆	埼玉県上尾市大字 平方字前百十二番 一	埼玉県上尾市大字 平方字道上三百四 十番一	埼玉県上尾市大字 平方字道下二百六 番ほか四筆	埼玉県上尾市大字 平方字道下二百五 十五番	埼玉県上尾市大字 西貝塚字堤外耕地 二百六十一番一ほ か四十一筆	埼玉県上尾市大字 平方字道下二百六 十六番ほか二筆	埼玉県上尾市大字 平方字前百番一ほ か三筆	埼玉県上尾市大字 平方字前八十五番 一ほか三筆	埼玉県上尾市大字 平方字前四十三番 一ほか六筆	埼玉県上尾市大字 平方字前四十九番 一
八三、 八三九	二八七	五四〇	三、 五四六	一、 一六〇	四一、 八一八	三、 七四八	三、 一五四	二、 九四〇	六、 二九七	一、 九一二

加藤 宗一	大久保 光一	榎本 雅雄	岩崎 喜一	岩崎 久幸	岩崎 岩男	稲橋 実	石川 稔	石川 宏	首都圏アグリフ ーム株式会社	松本 浩
埼玉県北足立郡伊 奈町大字小室千八 百四十番地	埼玉県蓮田市大字 上平野千三百八十 六番地二	埼玉県蓮田市大字 閩戸三千百五十一 番地	埼玉県蓮田市大字 閩戸三百六十九番 地	埼玉県蓮田市大字 閩戸千七百九十二 番地五	埼玉県蓮田市大字 閩戸二百二十五番 地二	埼玉県蓮田市大字 上平野六百七番地	埼玉県蓮田市大字 閩戸二千八百三十 六番地	埼玉県蓮田市大字 閩戸二千六百九十 四番地二	埼玉県入間市大字 木蓮寺七百三十四 番地二	埼玉県上尾市大字 平方五百三十四番 地
埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千四百 六十四番ほか一筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字下綾瀬三 百三十番一ほか七 筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字堤外千四百 九十二番一ほか八 筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字外谷千六十 一番五ほか七筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字外谷千五十 七番一ほか二十三 筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千三百 三十一番ほか一筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字上綾瀬三 百六十六番一ほか 十二筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字堤外千五百 十一番一ほか十四 筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字外谷千四百 十番一ほか十筆	埼玉県入間市大字 上谷ヶ貫字内野二 百八十一番一ほか 七十三筆	埼玉県上尾市大字 平方字前十八番一 ほか五筆
二、〇〇八	四、二九二	五、二五〇	二、二三五	一三、八三九	二、〇〇八	七、二五四	一一、六八〇	八、七一六	八四、五六三	五、三六七

齊藤 俊夫	齊藤 徹夫	齊藤 重信	小林 成夫	小林 純一	小林 しげ	黒須 政美	黒須 正雄	菊池 正彦	菊池 和夫	株式会社渋谷農 園
埼玉県蓮田市大字 閏戸三千二百四十 五番地十九	埼玉県蓮田市大字 閏戸千八百十二番 地	埼玉県蓮田市大字 閏戸三千二百五十 五番地六	埼玉県蓮田市大字 上平野千八百六十 四番地	埼玉県蓮田市大字 上平野千八百九十 九番地	埼玉県蓮田市大字 上平野千八百九十 九番地	埼玉県蓮田市末広 二丁目五番十二号	埼玉県蓮田市大字 閏戸千九百九番地 二	埼玉県蓮田市大字 閏戸二千七百五十 九番地一	埼玉県蓮田市大字 閏戸二千七百五十 七番地二	埼玉県蓮田市大字 上平野六百四十番 地一
埼玉県蓮田市大字 閏戸字前田千五百 十四番一ほか二十 六筆	埼玉県蓮田市大字 閏戸字前田千三百 七十四番ほか十五 筆	埼玉県蓮田市大字 閏戸字前田千二百 二十二番ほか四十 筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字下綾瀬三 百番一ほか九筆	埼玉県蓮田市大字 井沼字後塚九百四 番一ほか六筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字上綾瀬三 百四十八番一ほか 四筆	埼玉県蓮田市大字 閏戸字前田千二百 七十番ほか十八筆	埼玉県蓮田市大字 閏戸字前田千四百 七十一番ほか九筆	埼玉県蓮田市大字 閏戸字外谷千八十 三番ほか二十八筆	埼玉県蓮田市大字 閏戸字前田千二百 五十六番ほか六筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字下綾瀬百 九番一ほか七十三 筆
二一、 六四五	一四、 〇五六	二五、 六〇六	六、 二一八	三、 三九一	二、 三八九	六、 四七九	五、 四二二	一四、 〇一五	六、 八九六	四一、 三七八

中村 公	寺田 信一	常見 淳	塚本 精一	田中 理之	田口 実	染谷 益夫	澁谷 良雄	篠崎 邦明	齋藤 光男	齋藤 富雄
埼玉県北足立郡伊奈町内宿台二丁目二百四十一番地	埼玉県蓮田市大字閩戸三千九番地	埼玉県蓮田市大字閩戸三千二百七十五番地一	埼玉県蓮田市大字駒崎百三十六番地	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室四千三百六十七番地二一	埼玉県蓮田市大字上平野七百六十三番地	埼玉県蓮田市大字閩戸二千八百三十番地	埼玉県蓮田市大字上平野六百五十番地	埼玉県蓮田市大字上平野千八百七十番地	埼玉県蓮田市大字閩戸三千二百八十九番地	埼玉県蓮田市大字閩戸二千七百九十番地
埼玉県蓮田市大字上平野字下綾瀬二百八十二番一	埼玉県蓮田市大字閩戸字堤外千五百三十八番	埼玉県蓮田市大字閩戸字外谷千百十五番ほか四十五筆	埼玉県蓮田市大字上平野字下綾瀬二百八十一番一ほか八筆	埼玉県蓮田市大字閩戸字前田千八百十三番ほか二筆	埼玉県蓮田市大字上平野字上綾瀬四百六十一番一ほか一筆	埼玉県蓮田市大字閩戸字外谷千八百八番ほか三十五筆	埼玉県蓮田市大字上平野字鐘撞堂千二百一十一番一ほか六筆	埼玉県蓮田市大字上平野字下綾瀬三百二十一番一ほか二十六筆	埼玉県蓮田市大字閩戸字外谷千九十九番ほか十五筆	埼玉県蓮田市大字閩戸字前田千四百五十八番一ほか七筆
九三四	一、〇〇四	二三、七二四	七、四八八	三、〇一二	一、一〇〇	二三、八一一	四、七一六	一五、二三四	八、六四四	六、〇二四

山口 隆廣	増田 善久	増田 定男	星野 光正	星野 好治	花井 幸一	服部 賢治	服部 勇	農業生産法人株 式会社彩野グ リーンファーム	根本 秀雄	成塚 廣
埼玉県蓮田市大字 閩戸二千六百七十 七番地二	埼玉県蓮田市大字 閩戸千八百四十一 番地二	埼玉県蓮田市大字 閩戸二千六百六十 六番地二	埼玉県蓮田市大字 上平野六百二十九 番地	埼玉県蓮田市大字 上平野千九百十五 番地	埼玉県蓮田市大字 閩戸七百二十六番 地	埼玉県蓮田市大字 閩戸二千七百八十 番地三	埼玉県蓮田市大字 閩戸二千六百四十 四番地	埼玉県蓮田市大字 笹山五百八十六番 地一	埼玉県蓮田市大字 閩戸三千二百六十 七番地二	埼玉県蓮田市大字 閩戸千八百二十二 番地
埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千四百 二十四番ほか八筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字外谷千二十 四番ほか五十五筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千三百 二十八番一ほか二 筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字上綾瀬三 百八十一番一ほか 六筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字下綾瀬二 百七十八番一ほか 十二筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千三百 六十五番一ほか一 筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千三百 三十五番ほか五筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千三百 十五番ほか十二筆	埼玉県蓮田市大字 笹山字前田七十一 番ほか二筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千四百 四十一番二ほか五 筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千二百 八十五番二ほか二 十七筆
六、九一八	三九、六七七	二、九四六	二、六〇四	六、一六一	九二九	四、〇二七	九、五三八	二、一六一	四、二四六	二四、六〇七

山口 正雄	埼玉県蓮田市大字 駒崎百五十五番地	埼玉県蓮田市大字 上平野字下綾瀬二 百八十七番一ほか 十五筆	九、 六四六
若林 正巳	埼玉県蓮田市大字 駒崎百六十五番地	埼玉県蓮田市大字 井沼字的場二百五 十九番ほか五筆	三、 三九六
渡井 義松	埼玉県蓮田市大字 閏戸千九百四十九 番地	埼玉県蓮田市大字 閏戸字前田千二百 六十番一ほか二十 四筆	一四、 七二二
渡邊 高資	埼玉県蓮田市大字 上平野八百二十五 番地二	埼玉県蓮田市大字 上平野字下綾瀬三 百三十三番一ほか 十四筆	八、 八二五
渡邊 美鶴	埼玉県蓮田市大字 上平野千八百六十 五番地	埼玉県蓮田市大字 上平野字下綾瀬三 百十九番一ほか二 十筆	一二、 九六一
有限会社神扇農 業機械化センタ ー	埼玉県幸手市大字 神扇千五百七十番 地	埼玉県幸手市大字 神扇字八反割十四 番一ほか五十三筆	七三、 七一六
関根 賢	埼玉県比企郡吉見 町大字北下砂三百 九番地	埼玉県比企郡吉見 町大字谷口字西耕 地二百九十一番ほ か五筆	二、 六二八
イオンアグリ創 造株式会社	千葉県千葉市美浜 区中瀬一丁目五番 地一	埼玉県北葛飾郡松 伏町大字築比地字 作谷津八百九十一 番ほか十三筆	七、 八〇一

二 申請年月日

平成三十年一月十八日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成三十年一月三十日から平成三十年二月十四日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第七十五号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（二級・三級・四級基準点測量）

三 作業地域

川越市大字砂地内外

四 作業期間

平成三十年一月二十二日から平成三十年二月九日まで

告 示

埼玉県告示第七十六号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

狭山市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

久保川流域（三ツ木堀）

四 作業期間

平成三十年一月十九日から平成三十年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第七十七号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（さいたま市境界点座標変換業務（南部・二十九））

三 作業地域

さいたま市桜区大字大久保領家地内外

四 作業期間

平成二十九年十二月十八日から平成三十年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第七十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―一七―五号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市大字松山字藤曲八百六十三番一外七十三筆及び字仲田町八百二十二番外十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五千八十九・一六立方メートル

告 示

埼玉県告示第七十九号

上尾市から上尾都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北根菖蒲線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市菖蒲町新堀字宮地二五六八番 一地先から同市菖蒲町新堀字物見塚 二一三番一地先まで		区 間
一三・〇〇〃 二四・九二	五・七九〃 一二・四一	敷地の幅員 (メートル)
一一八二・八七		延長 (メートル)
道路改良工事である。		備 考

告 示

埼玉県公営企業告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年一月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用ポリ塩化アルミニウム 9,599 トン

（月間最大予定数量 1,894 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 28 年埼玉県告示第 999 号）に基づき、営業区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：ポリ塩化アルミニウム」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱

に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成30年3月2日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成30年3月15日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

(2) 受付期限

平成30年2月16日（金）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成 30 年 2 月 22 日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成 30 年 3 月 16 日（金）から平成 30 年 3 月 27 日（火）午後 5 時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式 2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 30 年 3 月 28 日（水）午前 10 時 00 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 30 年 3 月 2 日 (金) 午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程 (平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号) 第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金

を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Polyaluminium Chloride, 5 water filtration plants, total of 9,599 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2018 to September 30, 2018

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 2, 2018

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 2, 2018)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2018

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2018)

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年一月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用液体塩素 661 トン

（月間最大予定数量 132 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県行田浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 28 年埼玉県告示第 999 号）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：その他工業用薬品」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式 1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成 30 年 3 月 2 日（金）午後 5 時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を 3（3）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成 30 年 3 月 15 日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3（3）に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式 6）を提出する。

(2) 受付期限

平成 30 年 2 月 16 日（金）午後 5 時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成 30 年 2 月 22 日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成 30 年 3 月 16 日（金）から平成 30 年 3 月 27 日（火）午後 5 時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式 2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 30 年 3 月 28 日（水）午前 10 時 30 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 30 年 3 月 2 日（金）午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Liquefied Chlorine, 2 water filtration plants, total of 661 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo and Gyoda Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2018 to September 30, 2018

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 2, 2018

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 2, 2018)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2018

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2018)

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年一月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,433 トン

（月間最大予定数量 298 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで

(4) 納入場所

埼玉県庄和浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 28 年埼玉県告示第 999 号）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：次亜塩素酸ソーダ」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成30年3月2日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成30年3月15日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

(2) 受付期限

平成30年2月16日（金）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成30年2月22日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成 30 年 3 月 16 日（金）から平成 30 年 3 月 27 日（火）午後 5 時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式 2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 30 年 3 月 28 日（水）午前 11 時 00 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入

札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 30 年 3 月 2 日（金）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Sodium Hypochlorite, 3 water filtration plants, total of 1,433 tons

(2) Delivery destinations:

Showa, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2018 to September 30, 2018

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 2, 2018

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 2, 2018)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2018

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2018)

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年一月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ウェット炭）	438 トン
（月間最大予定数量	205 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 28 年埼玉県告示第 999 号）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成30年3月2日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成30年3月15日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

(2) 受付期限

平成30年2月16日（金）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成30年2月22日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成 30 年 3 月 16 日（金）から平成 30 年 3 月 27 日（火）午後 5 時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式 2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 30 年 3 月 28 日（水）午後 1 時 30 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入

札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 30 年 3 月 2 日（金）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Powdered Activated Carbon, 3 water filtration plants, total of 438 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa and Gyoda Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2018 to September 30, 2018

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 2, 2018

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 2, 2018)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2018

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2018)

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年一月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ドライ炭）	755 トン
（月間最大予定数量	332 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県吉見浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 28 年埼玉県告示第 999 号）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式 1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成 30 年 3 月 2 日（金）午後 5 時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を 3（3）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成 30 年 3 月 15 日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3（3）に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式 6）を提出する。

(2) 受付期限

平成 30 年 2 月 16 日（金）午後 5 時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成 30 年 2 月 22 日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成 30 年 3 月 16 日 (金) から平成 30 年 3 月 27 日 (火) 午後 5 時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合 (システム未登録の者に限る)

5 (3) に定める機関に入札書 (別添様式 2) を期限までに提出する (必着)。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること (持参不可)。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

(機関名) 埼玉県企業局財務課予算・契約担当

(電話番号) 048-830-7038 (直通)

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 30 年 3 月 28 日 (水) 午後 2 時 00 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率 (100 分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程 (昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。) 第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 30 年 3 月 2 日（金）午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:
Dry Powdered Activated Carbon, 2 water filtration plants, total of 755 tons
- (2) Delivery destinations:
Okubo and Yoshimi Water Filtration Plants
- (3) Delivery period: From April 1, 2018 to September 30, 2018
(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)
- (4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:
By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 2, 2018
(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 2, 2018)
- (5) Deadline for bids:
By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2018
(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2018)
- (6) Note:
All procedures will be conducted in Japanese only.
- (7) Other Information
Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).
- (8) Contact information:
Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年一月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用濃硫酸 1,867 トン

（月間最大予定数量 280 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 28 年埼玉県告示第 999 号）に基づき、営業区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：硫酸」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成30年3月2日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成30年3月15日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

(2) 受付期限

平成30年2月16日（金）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成 30 年 2 月 22 日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成 30 年 3 月 16 日（金）から平成 30 年 3 月 27 日（火）午後 5 時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式 2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 30 年 3 月 28 日（水）午後 2 時 30 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保

証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成30年3月2日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

(電話番号) 048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Sulfuric Acid, 5 water filtration plants, total of 1,867 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2018 to March 31, 2019

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 2, 2018

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 2, 2018)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2018

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2018)

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年一月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 業務委託の概要等

(1) 業務委託の名称

30 新委第 15-1-2 号 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託

(2) 履行場所

埼玉県三郷市南蓮沼 地内

(3) 履行期間

契約確定の日から平成 31 年 3 月 22 日まで

(4) 業務委託の概要

本業務は、新三郷浄水場で発生する浄水発生土を、同浄水場から、以下のとおり運搬するものである。

ア 運搬先住所： 神奈川県川崎市川崎区浅野町 2936 番 1

イ 運搬予定数量： 6,800 トン

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額には 1 トン当たりの税抜き単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(6) 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただ

し、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 28 年埼玉県告示第 999 号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分が「建築物の管理に関する業務」の A 又は B 等級として格付された者のうち、営業品目（大分類）が「廃棄物処理業務」、営業品目（小分類）が「産業廃棄物」に登録された者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項の規定による埼玉県及び神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に「汚泥」が含まれているものに限る。）を受けていること。
- (8) 契約の締結日にかかわらず平成 19 年 4 月 1 日から本件入札の公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する法人を含む。）、地方公共団体（埼玉県が出資する指定法人を含む。）又は日本下水道事業団との請負契約又は業務委託契約により、下水汚泥、下水汚泥焼却灰又は浄水発生土のうち、いずれかの収集運搬業務を履行した実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒341-0028 埼玉県三郷市南蓮沼 1 番地
埼玉県企業局新三郷浄水場総務担当 電話 048-953-6565（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。
 - イ 紙媒体による場合
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成 30 年 3 月 8 日(木)午前 9 時から平成 30 年 3 月 28 日(水)午後 4 時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

平成 30 年 3 月 8 日(木)午前 9 時から平成 30 年 3 月 28 日(水)午後 4 時まで(必着)。

なお、郵送又は信書便によること。

(イ) 持参の場合

平成 30 年 3 月 8 日(木)午前 9 時から平成 30 年 3 月 28 日(水)午後 4 時まで。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県新三郷浄水場 管理本館 2 階事務室

平成 30 年 3 月 29 日(木)午前 9 時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100 分の 5 以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(10 分の 1 以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成 30 年 2 月 6 日(火)午後 4 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記 3(1)の提出場所に持参、信書便又は郵送。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札
- ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (4) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成 30 年 2 月 6 日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、対象となる調達に係る平成 30 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

また、本件入札とは別に調達する浄水発生土処分（セメント原料化）業務委託が契約できないときにおいても、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Required Service

Collection and Transportation of Sludge produced through the Purification Process

a) Place of Departure : Shin-Misato Water Filtration Plant

b) Destination : 2936-1 Asanocho, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi,
Kanagawa-ken

c) Scheduled Quantity : 6,800 Tons

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 4:00 p.m., March 28, 2018(bidding by
registered mail must be received by 4:00 p.m., March 28, 2018)

(3) Contact Information:

General Affairs Division

Shin-Misato Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise

Saitama Prefectural Government

1 Minamihasonuma, Misato-shi, Saitama-ken, 341-0028, Japan

Telephone : 048-953-6565

告 示

埼玉県公営企業告示第八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年一月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 業務委託の概要等

(1) 業務委託の名称

30 大委第 7-1-1 号 大久保浄水場浄水発生土収集運搬その 1 業務委託

(2) 履行場所

埼玉県さいたま市桜区大字在家 地内

(3) 履行期間

契約確定の日から平成 31 年 3 月 22 日まで

(4) 業務委託の概要

本業務は、大久保浄水場で発生する浄水発生土を同浄水場から、以下のとおり運搬するものである。

ア 運搬先住所： 埼玉県日高市原宿 721

イ 運搬予定数量： 9,600 トン

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額には 1 トン当たりの税抜き単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(6) 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただ

し、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成 28 年埼玉県告示第 999 号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分が「建築物の管理に関する業務」の A 又は B 等級として格付された者のうち、営業品目（大分類）が「廃棄物処理業務」、営業品目（小分類）が「産業廃棄物」に登録された者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項の規定による埼玉県の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に「汚泥」が含まれているものに限る。）を受けていること。
- (8) 契約の締結日にかかわらず平成 19 年 4 月 1 日から本件入札の公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する法人を含む。）、地方公共団体（埼玉県が出資する指定法人を含む。）又は日本下水道事業団との請負契約又は業務委託契約により、下水汚泥、下水汚泥焼却灰又は浄水発生土のうち、いずれかの収集運搬業務を履行した実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒338-0814 埼玉県さいたま市桜区大字宿 618
埼玉県企業局大久保浄水場総務部総務担当 電話 048-852-8841
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。
 - イ 紙媒体による場合
上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。
- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成 30 年 3 月 8 日(木)午前 9 時から平成 30 年 3 月 28 日(水)午後 4 時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

平成 30 年 3 月 8 日(木)午前 9 時から平成 30 年 3 月 28 日(水)午後 4 時まで。(必着)

なお、郵送又は信書便によること。

(イ) 持参の場合

平成 30 年 3 月 8 日(木)午前 9 時から平成 30 年 3 月 28 日(水)午後 4 時まで。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県大久保浄水場事務棟 1 階事務室

平成 30 年 3 月 29 日(木)午後 2 時 00 分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(10分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成 30 年 2 月 6 日(火)午後 4 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記 3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

なお、郵送の場合は、郵送又は信書便によること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法
財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与
上記 2 (4) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成 30 年 2 月 6 日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））に提出すること。

(9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項
本件入札は、対象となる調達に係る平成 30 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

また、本件入札とは別に調達する 30 大委第 15-1-1 号大久保浄水場浄水発生土処分（セメント原料化）その 1 業務委託が契約できないときにおいても、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Required Service

Collection and Transportation of Sludge produced through the Purification Process

- a) Place of Departure : Okubo Water Filtration Plant
- b) Destination : 721 Harajuku, Hidaka-shi, Saitama-ken
- c) Scheduled Quantity : 9,600 Tons

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 4:00 p.m., March 28, 2018 (bidding by registered mail must be received by 4:00 p.m., March 28, 2018)

(3) Contact Information:

General Affairs Division

Okubo Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise

Saitama Prefectural Government

618 Shuku, Sakura-ku, Saitama-shi, Saitama-ken, 338-0814, Japan

Telephone : 048-852-8841